

IV 障害者支援局

障害者支援局長 橋本 瞳子

1. 障害者支援局

(1) 事業方針

世田谷区は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の生活の安心を見据え、障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための地域生活支援機能の強化を打ち出している。(国における地域生活支援拠点等の整備事業)

その機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりであるが、当面、重点地域を選定して相談対応、緊急時受入対応、地域の体制づくりを優先するとしている。世田谷区は面的整備と位置づけ実施は令和5年からである。

現実的に家族や介護者が、新型コロナ感染症を発症すれば、当事者への支援力は、急激に低下する。それは感染症の発症に限るものではないが、緊急時受け入れ体制は、早急に整備されなければならない課題である。ホームいろえんぴつは、24時間365日職員を配置しており、緊急の通院同行や緊急のショートステイにも可能な限り対応している。障害者の自立生活を目的とした中軽度者向けのグループホームが多い中で、その対応は特徴的である。

また玉川福祉作業所の利用者20%が、グループホームに入居している。年齢は21才から65才である。グループホームには4つの種類があり「介護サービス包括型」「外部サービス利用型」「日中サービス支援型」「サテライト型（ひとり暮らし）」というタイプに分かれている。入居にあたってはグループホームの特性を理解した上で選択できるよう、相談支援センターフォルテの役割も大きい。地域生活支援拠点で求められている機能を、微力ながら法人内のネットワークを強化し高めて行く。そのために障害者支援局全体で職員のスキルアップを課題とする。

(2) 障害局の共通課題

① 感染症対策の強化

新型コロナ感染症対策を徹底する。玉川福祉作業所（本園）とホームいろえんぴつで令和4年1月に陽性者がでたが、濃厚接触者はおらず蔓延は防止できた。ウイルスの変異は目まぐるしいが、感染症対策の基本は同じである。三密の回避と消毒、換気を徹底していく。新型コロナ感染症対策も3年目に入るが、マンネリ化しないようにチェックする体制を作る。

② 虐待の未然防止

今年度から、①従業者への研修実施、②虐待防止のための対策を検討する委員会（※）として虐待防止委員会の設置と委員会での検討結果を従業者に周知徹底する、③虐待の防止等のための責任者の設置が義務化される。

（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。

虐待防止・権利擁護については、障害者支援局の事業所間の相互チェックに取り組む（玉川福祉作業所、ホームいろえんぴつ、フォルテで連絡会議を開催する）。

2. 就労支援事業部（世田谷区立玉川福祉作業所・等々力分場）

（1）令和4年度運営方針

世田谷区立玉川福祉作業所
施設長 橋本 瞳子

東京オリンピック・パラリンピック2020では、誰もが暮らしやすい社会をめざして、バリアフリーが大きく進むはずであった。しかしその検証もままならないほど、新型コロナ感染症の脅威は続いている。当作業所においても1月に発症者が相次ぎ、その対応に追われることになった。幸いにも濃厚接触者はおらず、蔓延拡大は回避できた。基本的対策であるマスクと換気がポイントである。

社会全体では、感染拡大を契機に急速にICT化が進んでいる。当作業所も昨年度は、ICT化を図り研修や会議への参加、必要な情報発信と共有に取り組むことを課題とした。

中でも緊急連絡の自動配信、外部の関係機関とのオンライン会議は、業務の効率化につながった。作業所の様子を知りたい保護者へのお楽しみ会の映像公開も行った。これからも感染症や災害等の有事に対応できる力の向上を目指していきたい。

今年度は、福祉サービス第三者評価の受審がある。毎年第三者をインタビューとして利用者対面式のアンケートと家族の満足度調査を行っているが、第三者機関による審査は、より系統的にサービス全体の見直しにもつながるため準備していく。

理念

自分が選んで自分で決める、私らしい生活づくり
<Smile is best!>

① 基本方針

就労系事業としての基本方針の1つ目は、引き続き感染症対策を十分に講じ事業を継続することである。そのうえで利用者が労働習慣・基本的生活習慣等を身につけることを支える。2つ目は、利用者の社会参加を促進していくことである。そのために利用者の障害種別にかかわらず、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営めるよう支援を行う。障害福祉サービスとして、企業等への就労移行支援事業並びに就労継続支援B型の事業を運営していく。基本方針は以下の3項目である。

- i) 利用者の「尊厳と権利」を尊重し、一人ひとりの能力や特性が十分發揮できるよう支援する。
在宅就労も含め検討し個別支援計画にもとづき、利用者本位の福祉サービス提供を行う。
- ii) 地域住民ならびに関係機関とネットワークを築き、地域に根ざした施設作りに努める。
また、相談支援事業所と連携し、地域における自立した生活支援の充実を目指す。
- iii) 多機能型（就労継続支援事業B型・就労移行支援事業・就労定着支援）事業を玉川本園・等々力分場それぞれの地域性や特徴を生かし運営する。

② 今年度の重点課題

i) 5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）の徹底

誰もが働きやすい職場環境であること、利用者の自立的な行動を促し作業の効率化が図られる動線であること、感染症予防・防災の観点からも安全性が担保されていることをポイントに5Sの活動を組織化し徹底する。

ii) 感染症対策のスタンダード化

新型コロナ感染症の蔓延は、3年目に入っている。感染症対策が、施設運営の要となっているのは、明らかであり、蔓延すれば、施設閉鎖も余儀なくされる。「コロナが終わったら」ではなく、この環境の中で事業の充実、継続を図れるように常に感染症対策も見直していく。

iii) 利用者の高齢化・重度化対応

平成29年より「高齢グループたんぽぽ」の活動をつくり、状況にあった作業や過ごし方に取り組んできたが、昨年度は、高齢化が進み入所施設に異動した利用者が複数あった。

これからも日常の変化を見逃さず医療ニーズの増加や認知機能の低下への対応に家族と情報共有して対応していく。

また高齢化した保護者による支援力の低下も顕著であり、介護保険のスムーズな活用も見据え、各関係機関と連携し支える力の充実を図る。

③ 各事業数値目標

i) 就労継続支援事業B型

【内容】就労継続支援事業B型における受託・自主生産等の平均工賃額

【平均工賃の目標水準】 15,400円以上

ii) 就労移行支援事業

【内容】就職準備プログラム、施設外実習及び短時間就労、就職者数

対象利用者数：2人

・企業見学	4社
・企業実習	延 2社
・短時間就労（アルバイト）	1人
・就職者	1人

iii) 就労定着支援事業

【内容】定着支援を実施する就労者数

就労定着支援事業対象の就労者数：2人

就労定着支援事業対象外の就労者数：8人

(2) 事業計画

① 施設の概況

i) 設置目的

地域における障害者を支える拠点となり、障害者の自立と社会参加を促進するために質の高い福祉サービスを行うことである。

ii) 施設種別

障害福祉サービス事業

(就労継続支援事業B型・就労移行支援事業・就労定着支援事業の多機能型)

iii) 設置年月日

【玉川本園】 昭和55年12月18日

【等々力分場】 平成17年 4月 1日

iv) 所在地

【玉川本園】

世田谷区玉川1丁目7番2号
TEL 03(3707)0498
FAX 03(3707)7589
E-mail honen@tamahuku.jp

【等々力分場】

世田谷区等々力2丁目13番4号
TEL 03(5707)1330
FAX 03(5707)1332
E-mail bunjyo@tamahuku.jp

v) 施設規模

【玉川本園】 敷地面積 882.00m² 延床面積 718.56m²

【等々力分場】 敷地面積 469.65m² 延床面積 430.95m²

vi) 職員構成（令和4年4月1日現在）

【就労継続支援B型】

(人)

職種	常勤	非常勤	合計数	業務分担
管理者（施設長）	1		1	兼任
サービス管理責任者	1		1	兼任
職業指導員	2	1	3	兼任
生活支援員	8	4	12	兼任
医師		1	1	(業務委託)
看護師		1	1	兼任
栄養士	1		1	兼任
調理員				(業務委託)
事務員	2		2	兼任

【就労移行支援】

(人)

職種	常勤	非常勤	合計数	業務分担
管理者（施設長）	1		1	兼任
サービス管理責任者	1		1	兼任
就労支援員	1		1	
職業指導員	1		1	兼任

生活支援員	1		1	兼任
医師		1	1	(業務委託)
看護師		1	1	兼任
栄養士	1		1	兼任
調理員				(業務委託)
事務員	1		1	兼任

【就労定着支援】 (人)

職種	常勤	非常勤	合計数	業務分担
管理者（施設長）	1		1	兼任
サービス管理責任者	1		1	兼任
就労定着支援員	1		1	兼任
事務員	1		1	兼任

vii) 利用者の状況（令和4年4月1日予定）

i. 人 数

【合算】 (人)

	玉川本園	等々力分場
利用者定員	51	19
現員	45（定着含む）	17

【就労継続支援B型】 (人)

	玉川本園	等々力分場
利用者定員	45	19
現員	42	17

【就労移行支援】 (人)

	玉川本園	等々力分場
利用者定員	6	—
現員	0	—

【就労定着支援】 (人)

	玉川本園	等々力分場
利用者定員	—	—
現員	3	—

ii. 性別・年齢構成

平均年齢（合算）：(男性) 36.40 (女性) 35.23 (全体) 36.58 (歳)

平均年齢（玉川）：(男性) 38.67 (女性) 35.47 (全体) 37.52 (歳)

平均年齢（分場）：(男性) 34.13 (女性) 35.00 (全体) 34.42 (歳)

【合算】 (人)

年齢 性別	19 以下	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60 以上	合計
男性	1	8	7	9	2	2	3	3	2	5	42
女性	1	5	3	1	1	0	2	0	2	2	17
合計	2	13	10	10	3	2	5	3	4	7	59

【玉川本園】

(人)

年齢 性別	19 以下	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60 以上	合計
男性	1	7	3	3	1	1	3	2	2	4	27
女性	1	4	3	1	1	0	1	0	2	2	15
合計	2	11	6	4	2	1	4	2	4	6	42

【等々力分場】

(人)

年齢 性別	19 以下	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60 以上	合計
男性	0	1	4	6	1	1	0	1	0	1	15
女性	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
合計	0	2	4	6	1	1	1	1	0	1	17

iii. 障害程度構成

【合算】

(人)

		愛の手帳 1 度	愛の手帳 2 度	愛の手帳 3 度	愛の手帳 4 度	合計
愛の手帳			19	30	10	59
身 障 重 複	1級			1		1
	2級			1		1
	3級				1	1
	4級~		1	1		2

【玉川本園】

(人)

		愛の手帳 1 度	愛の手帳 2 度	愛の手帳 3 度	愛の手帳 4 度	合計
愛の手帳			13	22	7	42
身 障 重 複	1級			1		1
	2級			1		1
	3級				1	1
	4級~					

【等々力分場】

(人)

		愛の手帳 1 度	愛の手帳 2 度	愛の手帳 3 度	愛の手帳 4 度	合計
愛の手帳			6	8	3	17
身 障 重 複	1級					
	2級					
	3級					
	4級~		1	1		2

iv. 障害支援区分構成

(人)

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	未判定	合計
玉川本園		4	9	18	1		9	41
等々力分場		1	3	8	1		4	17
合計		5	12	26	2		13	58

※ 1名介護保険のため非該当

② 就労継続支援事業日型

i) 支援方針

- i. 利用者の意思及び人格を尊重し、一人ひとりのアセスメントに基づきニーズに応じた個別支援計画を作成して支援を行う。保健福祉課・相談支援事業所・医療機関・移動支援事業所・グループホーム等、関係機関とネットワークを築き、ライフステージに応じた暮らしをささえる支援体制を構築する。
- ii. 必要な支援を受けながら自らの意思で選択、決定、行動し、社会人として「わたし（自分）らしい生活」を送れるように支援する。
- iii. 働く場に必要な労働習慣（あいさつ・報告連絡相談・ルールの順守）や対人技能（感情のコントロール・他者との関り方）を育成し社会人としての自律心、自尊心を養う。

ii) 重点目標

i. 工賃支払いの見直し

工賃計算式、作業評定の見直しを行い、公平性を保障し現状に即した工賃支払いシステムを模索する。

ii. ICT 化の推進

業務内で ICT 化できるものの導入について積極的に検討していく。反面 ICT 化できない、人と人との繋がりや利用者への心理的アプローチについて、職員会議で学習を深める機会をつくる。

iii. 作業活動の整備、拡大

自主ブランド「irodori」の発展と拡大。SNS を通じてコンセプトや商品の背景にあるストーリーを発信していく。

スキルアップの実現、作業アセスメントに基づき的確な作業支援を行い、活動の拡大を図る。

iv. 高齢者プログラムの実施（たんぽぽグループ）

加齢に伴う心身の変化を踏まえ、利用者の状況により下記のプログラムを導入する。

・体調にあった作業選択

・作業負担（ノルマ）の軽減

・リフレッシュ休暇やリラックスタイム

また介護予防の視点も持ち、日本語版 DSQIID（知的障害者用認知症判別テスト）により毎年、評価を行い小さな変化にいち早く気付けるようにするとともに、必要に応じて言語聴覚士、作業療法士、理学療法士によるアセスメントを行う。

次のライフステージをイメージし、移行がスムーズに行われるよう支援する

iii) サービス内容

- i. 就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は締結しない）。利用者のニーズ・アセスメントに基づいて、一人ひとりの資質及び能力に応じた作業（受託・自主生産・官公需）を提供する。

- ii. 作業所内の支援にとどまらず、ニーズに応じて、福祉実習（博水の郷喫茶・喫茶ぴあ・産業プラザ喫茶コーナー）を実施する。
一般就労に必要な能力が高まった者は、就労移行事業への異動に向けて支援する。
- iii. 平均工賃の今年度目標水準を 15,400 円と設定し、実績と併せて都知事へ報告、公表する。

iv) 作業内容

作業種目	玉川本園	等々力分場
受託作業	二子玉川喫煙所灰皿清掃 博水の郷外清掃作業 博水の郷炭交換作業 駐輪場清掃 アルミ缶リサイクル 菓子箱折り ピンチ加工 チラシ止め チラシ折り 検尿コップ折作業	博水の郷室内清掃 博水の郷外清掃 アルミ缶リサイクル 地域集合住宅清掃作業 玉川医師会館清掃 デイサービス清掃 高齢者グループホーム清掃作業 他
自主生産	刺し子 ビーズ 機織り（マット等・鍋つかみ等） 陶芸 たまピカクロス（リサイクルクロス）	刺し子 たまピカクロス（リサイクルクロス） 他
官公需	公園清掃 （二子玉川西地区ふれあい広場） （宇奈根 1-9 遊び場） （宇奈根 1-22 遊び場） （玉川四丁目広場） （玉川一丁目河川広場） （玉川北公園） （瀬田三丁目公園） ・清掃作業 年 56 回 ・除草作業 年 3 回 雑巾 世田谷区（用品）	公園清掃 （喜多見東記念公園） （喜多見 1-4 遊び場） （野毛二丁目さくら公園） （谷川公園） ・清掃作業 年 56 回 ・除草作業 年 3 回 雑巾 世田谷区（用品） 自転車再生 世田谷区（海外援助物資）

③ 就労移行支援事業

i) 支援方針

- i. 一般就労への移行に向けて、一人一人のニーズ・適性に合った職場を探し、企業における職場実習の実施と支援を行う。
- ii. 当作業所就労移行支援事業在籍の利用者・保護者の中には、就職に対して過大な不安を抱えている方が見受けられる。不安を解消・軽減するために入所早々の就職活動については過度な負担がかからないよう、下記の4つのプロセスに分けてプログラムを行う。「アセスメント期」「体験期」「実習期」「就活期」また、不安を軽減するためにジョブコーチ方式、地域アルバイト、スマールステップなどの手法を用いて、利用者に負担がかからないように就労支援を行っている。
- iii. 年度中途での退職者などで、再就労に向けた随時利用希望者の受け入れを世田谷区と連携し受け入れを行っていく。

ii) 重点目標

i. 就労移行事業の強化

個別支援計画を基に毎月目標を設定し、課題を一つずつクリアしていくスマールステップの達成を目指す。多機能型の事業所の特徴を生かした就労支援を強化し、就労継続支援事業B型で将来的に就労を希望する利用者へ、就労アセスメントを実施する。

ii. 地域連携の推進

「地域で働く」を実現するために地域での実習先確保を進める。

事業所はこれまで地域のイベント参加や企業への事例発表を行い、就労移行支援事業の役割を伝えてきた。このネットワークを活用し地域の職場開拓をより効率的に実施する。また、地域での短時間アルバイトを構築していく（世田JOBプロジェクトの推進）。

iii. 新規実習先や就職先の確保

新規の企業との関係を作るための営業活動を強化していく。

iii) サービス内容

i. 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施する。

ii. 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせる。

iii. 具体的プログラム

【屋内プログラム】

ビジネスマナーを含む座学、職業訓練（事務、清掃、軽作業）、就労意欲向上

【屋外プロジェクト】

企業見学、企業実習、短時間アルバイト

iv) 就労支援のながれ

i. 個別支援計画

個別支援計画を作成し、目標・課題を明確にしたうえで適切な支援を実施する。また、個別支援計画は四半期毎に見直しを行う。

ii. 就職準備

・基礎労働習慣の確立

当施設での作業や訓練プログラムを行う事で、勤怠・あいさつ・返事・生活リズムなど基礎労働習慣の確立を図る。

・アセスメント

作業性や社会性を測るためのアセスメントシートを活用する。

・就職準備プログラム

就労プログラムを実施し就労に向けた意識付けを強化する。利用者のアセスメント、就労への動機付け、企業見学などの取り組みを行う。実施の際は、障害者就労支援センターすきっぷ（以下すきっぷ）・ハローワークなど他施設と共同で取り組むなどの連携を図る。

・世田谷区就労ネットワークとの連携

区およびすきっぷを中心とする就労支援ネットワークにおいて、支援員間の情報交換及び、利用者の就労準備としてのプログラム（座学、企業見学、面接練習等）等を実施する。

iii. 職場開拓

利用者の適性に合った職場を開拓するためにハローワーク等の関係機関と連携を図る。

iv. 職員実習

職場実習の前に、必要に応じて職員がプレ実習を行う。利用者が行う業務を分析し、利用者の作業・環境適性を事前に確認する。また、利用者が働きやすくなるように企業に業務改善などを提案する。

v. 面接

利用者に同行し面接時のフォローを行う。また、作業所内でオンライン面接が実施できるよう環境を整える。面接の際に必要な履歴書記入の支援も実施する。

vi. 職場実習

企業などで実習を実施する。実習の際は、利用者・企業などの不安解消に努め、利用者の働きやすい環境をつくるために必要に応じて職員が支援に入る。

vii. 就職

就職に至った際は、労働契約内容の確認や手続きなどの支援を実施する。

v) 当作業所就労支援の特色

i. ジョブコーチ方式

面接・職場実習・契約・職場定着時などに利用者の不安が軽減するように、職員が付き添って支援する。作業やコミュニケーションに関して、利用者と企業との間に立って調整を図る。職場開拓に関しては、他就労支援機関等と連携を図りながら、個別のニーズ・適性に合った職場開拓を行う。

ii. 地域アルバイト

利用者のニーズに合わせ、地域の商店や企業でのアルバイトも開拓していく。利用者が安心して働くことができるよう作業所に通いながら実施していく。

iii. スモールステップ

利用者、保護者の就職への不安は大きく、一足飛びに就職を目指すのは難しい。当作業所では段階的に目標をつくり、利用者に無理のない形で就職できるように就労支援を行う。福祉実習→企業での体験実習→地域アルバイト→20時間就職→30時間就職といったように、段階を踏んで利用者の不安を軽減し、ステップアップが図れるように支援する。

④ 就労定着支援事業

i) 支援方針

- i. 相談を通じて就業面や生活面の課題を把握し、企業や家族、関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。
- ii. 勤務先の人事異動や仕事内容の変化など、環境が変わった際に企業と連携して安定した就業が継続できるよう支援を行う。

ii) 重点目標

- i. 定着支援計画書に基づいた支援
3か月ごとに定着支援計画を作成し、就労の安定に向けた支援を実施する。
- ii. 対面方式による支援の実施
月に一度以上の頻度で就労者との面談を行う。状況に応じて企業や家庭へ訪問をし、企業担当者や家族とも定着に必要な相談を行う。

iii) サービス内容

- i. 一般企業へ就労し6か月経過した方への就労定着のために、当事者や家族及び企業への支援・助言を3年間行う。
- ii. 就業に伴う生活リズムの安定や職場での環境整備を調整し、就労の継続を支援する。
- iii. 余暇支援や就労者同士の交流を目的としたOB会を隔月金曜日に実施する。年に一度同窓会（ビースマイル）を開催し、保護者間の交流も行う。勤続表彰制度を作り、勤務継続者のモチベーション向上を図る。
- iv. 就労後、3年6か月を経過した就労者に対しても、アフターフォローとして継続した定着支援を実施する。

iv) 定着支援のながれ

- i. 定着支援計画
定着支援計画を作成し、就労状況や課題を把握する。企業や関係機関と連携し適切な支援を実施する。また、個別支援計画は四半期毎に見直しを行う。
- ii. 職場訪問
定期的に職場訪問を行い、ジョブコーチ支援と共に勤務の様子確認や企業担当者からの聞き取りを行う。
- iii. 職場外面談
職場以外の場面（家庭訪問や作業所）で面談を実施する。
- iv. 現在の就労定着支援の実施人数
就労定着支援事業対象の就労者数（就労期間3年6か月以内）：4名
就労定着支援事業対象外の就労者数（就労期間3年6か月以上）：7名

(3) 支援

① 日課

<月曜日～金曜日（水曜午後を除く）>

時 間	日 課	内 容
9:00～9:10	登 所	更衣
9:15～9:30	利用者朝礼	ラジオ体操・1日の作業内容・連絡事項
9:30～12:00	作 業	（休憩 10:30～10:45）
12:00～13:00	昼食・休憩	
13:00～15:15	作 業	14:00～14:15 の時間帯は室内運動を実施 （休憩 14:15～14:30）
15:15～15:30	清 掃	担当場所ごとに実施
15:30～15:45	更 衣	
15:45～	終 礼	
16:00	帰 宅	

<水曜の午後 余暇支援活動及び利用者会の時間>

時 間	日 課	内 容
13:00～13:15	清 掫	班毎に実施
13:15～14:30	利用者会活動	利用者会で決めた内容を実施
14:30～14:45	更 衣	
14:45～	終 礼	
15:00	帰 宅	

* 就職準備プログラム：第1・3月曜日午後 13:30～16:00（玉川本園）

② 利用者会

毎週水曜日の午後に作業時間以外にフリータイムの時間を設ける。防災訓練やスポーツプログラムの実施の他、月に1度、モニタリングの機会をもち、個別支援計画に基づいた各々の活動の振り返りを行う。

また、利用者の要望や意見を反映し主体的な活動の場とするために、所内行事や外出、余暇活動（クラブ活動）の企画、実施、作業所での生活上の問題や要望を話し合う時間とする。

- ・運営委員 会長・副会長・書記 各1名
- ・参加した活動に応じた実費集金

③ 係・実行委員活動

係や行事の実行委員活動を通して利用者が作業所運営に参加し、集団の中の役割を意識し所属意識や協調性を育み社会性を育てる。

④ 運動

健康維持、気分転換、リラックスを目的として日課に身体を動かす時間を取り入れる。

- i) 朝のラジオ体操 9:15～9:20

- ii) 室内運動 每日 14:00～14:15
 - 【玉川本園】 音楽に合わせてリズム体操
 - 【等々力分場】 ストレッチ、音楽に合わせてリズム体操
- iii) スポーツプログラム 月1回 <講師が運動指導、軽運動を行う>
 - 【玉川本園】 第3水曜日午後に行う
 - 【等々力分場】 第2水曜日午後に行う

⑤ 健康管理

健康相談や検診等を通して、嘱託医及び看護師による健康管理と健康維持についての意識づけを行う。

- i) 嘱託医による健康診断・診察等 月1回
- ii) 定期健康診断 年1回
- iii) 歯科検診 年1回
 - (医師・歯科衛生士により実施)
- iv) 歯磨き指導 年1回
 - (玉川保健福祉センター歯科衛生士により実施)
- v) 体重・血圧測定 月1回

⑥ 保護者連絡会

法人や施設の運営状況や課題、行政の動向やお知らせ等を連絡。作業所と保護者会との連携を密にし、より良い運営を目指す。

【保護者連絡会活動計画（案）】

4月	・入所式1日（金）9:30～ 本園・分場別開催 ・事業計画書説明会22日（金）
8月	・ 23日（火）保護者連絡会
11月	・ 17日（木）保護者連絡会

(4) 運営

① 利用者の人権を尊重する職員の基本姿勢

障害のある人が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳を保ちつつ、自立と社会参加が保障された中で生きていくことは当然の権利である。そのために利用者一人ひとりのニーズに応え、利用者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者が主体的に生きていくよう支援する。一方、地域の関連機関とネットワークを築くなど、地域生活に必要な環境を整えていく。職員は、常に『人権』を尊重し、創意工夫を持って利用者の支援を行う。基本姿勢は次の通りである。

- i) 私たちは、利用者の人としての尊厳を大切にし、利用者の性別、年齢、宗教、家庭環境、能力、障害程度等、あらゆる理由において差別をしません。
- ii) 私たちは、利用者の主体性・個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるよう意思決定を支援します。
- iii) 私たちは、利用者のプライバシーを守り侵害しません。
- iv) 私たちは、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援を求められたときには誠実に対応します。
- v) 私たちは、利用者への体罰・暴言等、さまざまな権利侵害、虐待は絶対に行いません。
- vi) 私たちは、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- vii) 私たちは、利用者への的確な支援を行うため、専門性の向上と倫理の確立に向けて、自己研鑽に励みます。

私たち職員は、支援が独善的及び一方的になっていないかを、利用者の立場に立って常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この基本姿勢に反する行為は相互にこれを見逃さず、改善のための努力を日々行う。

② 支援理念

i) 差別の禁止

- i. 子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ii. 障害の程度・状態・能力・性別・年齢等で差別しません。
- iii. 利用者本人の前で障害の呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- iv. 障害のために克服困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- v. 利用者に対して、偏見や先入観を持って接することはしません。
- vi. 利用者の言葉や動作などの真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

ii) 利用者の主体性と個性の尊重

- i. 利用者の入退所・異動にあたっては、本人・保護者に十分な説明を行い、本人が選択の機会を得られるように努めます。
- ii. 利用者一人ひとりに個別支援計画を準備します。また、個別支援計画の実施にあたっては、本人・保護者への説明を行い、同意を得て実施します。
- iii. 施設運営・サービス内容等に対する利用者・保護者の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- iv. 行事や活動計画には計画段階から、利用者が参加できるように努めます。
- v. 日課や行事の変更は、必ず利用者に伝え協議し了解を求めます。
- vi. 利用者一人一人の好み・嗜好を尊重します。
- vii. 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、それまでの生活習慣を尊重するように努めます。
- viii. 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行います。

iii) プライバシーの保護

- i. 職務上知り得た利用者個人の情報は他に漏らしません。
- ii. 本人・保護者の了解なしに、所持品の確認を行いません。
- iii. 本人・保護者の了解なしに、本人の写真や名前、作品などを掲示・展示、公開しません。
- iv. 主治医から情報を得る場合においても、本人・保護者の承諾のもとに行います。
- v. 他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人・保護者の了解なしには行いません。
- vi. 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前でしません。

iv) 人権の尊重と対等な立場での支援

- i. 利用者と職員は大人として対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- ii. 利用者に対して交換条件を持ち出しません。
- iii. 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- iv. サービス内容は、職員側の価値観や都合で、一方的・画一的なものにしません。
- v. 利用者の嫌がることを強要しません。

v) 社会参加の促進

- i. 利用者が地域のサークル活動や催し物に参加するなど、地域社会とのつながりを持つるように支援します。
- ii. 利用者が図書館・区民センター等の地域資源を利用できるように支援します。
- iii. 利用者の活動に地域のボランティアを積極的に受入れます。
- iv. 施設の中の活動に止まらず、必要に応じて外出の機会を設けます。

vi) 専門性の向上と倫理の確立

- i. 職員は、利用者の可能性を伸ばし自立を促すため、個性や障害の特性を全人的にとらえ、関係機関との連携を図りながら的確な支援を行います。
- ii. 利用者に対する支援は、職員の統一した考えのもとに行います。

- iii. 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加するなど自己研鑽に努めます。
- iv. 職員は、利用者支援にあたり、絶えず自己点検・相互点検に努めます。

vii) 体罰等の禁止

- i. 段る・蹴る・抓る等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。
- ii. 身体拘束や長時間の正座・直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- iii. 軽蔑や無視する等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- iv. 食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- v. いかなる場合でも、体罰は容認しません。
- vi. 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人及び保護者へ説明のもと「身体拘束に関する同意書」を得た上で行います。
- vii. 利用者に対して威圧的な態度はとりません。

viii) セクシャルハラスメントの禁止

- i. 職員が他の職員、利用者及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が職員を不快にさせる性的な言動は絶対にしません。
- ii. セクシャルハラスメント行為を目撃した職員は、その当事者に対して注意をすると共に速やかに施設長に報告しなければなりません。
- iii. 報告を受けた施設長は、迅速かつ適切に対処します。

③ 実習・研修生受入計画

i) 校外実習・行動観察等

特別支援学校、利用希望者、関係機関からの依頼(福祉施設・学校・保健福祉センター)他。

ii) 研修生

- i. 社会福祉従事者
 - ・他施設支援職員、看護師、栄養士、法人職員等
- ii. 大学・専門学校等
 - ・社会福祉援助技術研修生
 - ・教員免許法に伴う介護等体験生
 - ・教員初任者研修
- iii. 介護技術養成機関
 - ・世田谷区社会福祉協議会地域活動支援講座実習生
- iv. 高等学校
 - ・介護福祉士養成課程及びボランティア体験実習等
- v. 小学校・中学校
 - ・総合学習、職場体験実習、ボランティア体験実習
- vi. 世田谷ボランティア協会
 - ・春、夏のボランティア体験実習
- vii. その他

④ 職員研修

i) 職場研修の理念・方針

- i. 福祉サービス業としての人権意識を高め職業倫理を確立
- ii. 法人の理念と取り組みの理解
- iii. 時代の変化に対応できる人材育成
- iv. 福祉ニーズの多様化への対応

ii) 研修課題

利用者により良いサービスを提供するために、次の内容の研修を実施し、職員のスキルアップを図る。

内 容	目 的
OJT (職務を通じての研修)	<ul style="list-style-type: none">・自施設内で、現場支援員に対し随時OJTを実施し、施設運営に必要な知識・技術の習得を図る・研修報告会の実施・法人理事会と提携し、福祉サービス・処遇に関する理解を深める
OFF-JT (職場を離れての研修)	<ul style="list-style-type: none">・施設見学、研修 (他施設の運営や支援方法を見聞することで、職員の視野をひろげ、支援の幅をひろげる)・自閉症等、多様な障害の研修に参加し情報を得る・権利擁護、苦情処理、虐待防止、危機管理、防災訓練等の研修に参加・就労支援の研修に参加・人材育成の研修に参加
SDS (自己啓発援助制度)	<ul style="list-style-type: none">・職務関連資格取得通信教育等の受講費助成制度
その他、配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・自主生産の拡大につながる自主研修の援助・平日の勤務時間帯に参加できるよう配慮・職種に区別することなく、全職員に全ての研修の情報を提供

iii) 研修予定

個別研修計画に基づき研修を実施し、その成果を報告・発表し職員全体の専門性の向上を図る。

iv) 所内研修

メンタルヘルス	セルフチェック実施
権利擁護	虐待防止、差別解消法について
感染症予防	感染症予防、発生時の対応

⑤ 定例会議

【所内】

会議名	頻度	内容
合同職員会議	月1回	①行事計画 ②業務協議・報告 ③職員勤務等
運営会議	月1回	①運営の課題 ②研修 ③利用者処遇 ④感染症対策他
虐待防止会議	年3回	①職員チェックリスト実施 ②研修
リスクマネジメント会議	月1回	①ヒヤリハット・事故報告の検討 ②研修
支援員会議	随時	①アセスメント・個別支援計画 ②就労支援 ③モニタリング ④評定 ⑤ケース会議 (PICAGIP方式)
行事担当者会議	随時	①企画・予算 ②評価・決算
就労継続支援会議	月1回	①受注状況 ②販売状況 ③工賃状況 ④新規開拓 ⑤5S進捗
就労移行支援会議	月1回	①職場開拓 ②実習支援 ③定着支援

【法人】

会議名	頻度	内容
法人部課長連絡会	月1回	①法人運営全般 ②施設運営全般
経営戦略室	月1回	①業務進捗 ②経営分析
人材対策室	月1回	①人材確保 ②人材定着
検査室	月1回	①法人内実地指導 ②法人内サービス検査
災害対策室	月1回	①BCP作成 ②各種マニュアル
情報・広報室	随時	①法人広報誌 ②HP・PR活動
地域公益活動室	月1回	①地域連携 ②地域貢献

⑥ 医療等機関名

【内科】 医療法人社団 瀬田診療所
 (所在地) 世田谷区上野毛4-24-15
 (電話番号) 03-3700-4369

【内科】 浜田クリニック
 (所在地) 世田谷区等々力2-1-15
 (電話番号) 03-5758-7781

【内科】 公益財団法人 日産厚生会玉川病院
 (所在地) 世田谷区瀬田4-8-1
 (電話番号) 03-3700-1151

【心理】 世田谷区保健福祉部障害者地域生活課

【スポーツプログラム】 運動指導員 等

⑦ 自衛消防計画

令和4年度防災・避難訓練年間計画

災害に備えて危機管理を高める。防災への意識づけのため、毎月防災訓練を行う。

月	訓 練 種 別	月	訓 練 種 別
4月	地震想定訓練	10月	総合訓練(分場) 水害想定訓練(本園)
5月	火災想定訓練	11月	広域避難訓練
6月	地震想定訓練	12月	通報訓練
7月	火災想定訓練	1月	図上訓練
8月	地震想定訓練	2月	不審者対応訓練
9月	総合訓練	3月	総合訓練

⑧ 危機管理

i) 施設緊急時対応マニュアルに基づいた緊急対応の徹底

ii) 関東直下型地震を想定した防災整備推進

- i. 備蓄物品
- ii. 転倒防止対応
- iii. 備蓄食体験
- iv. 連絡体制強化（無線訓練、伝言ダイヤル、メーリングリスト他）
- v. 福祉避難所開設運営体制の基盤整備
- vi. 青森ワークキャンパスとの災害協定の拡充と具体的な取り組み

iii) 集中豪雨や台風による多摩川及び野川の氾濫を想定した水害対策

- i. 浸水への事前対策（土のう・止水板の整備）
- ii. 情報の収集と連絡体制の整備
- iii. マイ・タイムラインの作成
- iv. 避難行動訓練
- v. 町会との協力、連携

iv) 各種保険の加入

- i. 傷害保険
- ii. 賠償責任保険（生産物・請負・施設）

v) 施設内事故の防止

- i. 利用者同士のトラブルへの配慮・対応
- ii. 日常生活・作業支援の中で常に危機管理を意識。同じミスを繰り返さないために、「ヒヤリハット」として事故の記録を残し、職員間で周知徹底する。月1回、ヒヤリハット会議を設け課題の抽出と改善策について話し合う。
- iii. 職場内において、職員同士がお互いに点検し合い、一つの事例を共有化することにより支援システムの向上を図る。

vi) 防犯

- i. 地域防犯ネットワークからの情報提供・連携
- ii. 地域学校協議会・町会・自治会との連携
- iii. 退勤時の戸締まり、火元責任者の確認等の見回り徹底
- iv. 警備委託業者（セコム株式会社）との連携
【玉川本園】 3709-3504（東京本部用賀営業所）
【等々力分場】 5701-5101（世田谷南支社）

vii) 個人情報の管理

- i. 「個人情報の取り扱い」に基づき、利用者・職員の個人情報の管理徹底
- ii. P C 情報の管理とウイルス感染への対応

viii) 熱中症・感染症対策

- i. 職員研修の他、6月・12月に利用者と共に予防・対応策を学ぶ

⑨ 個人情報の取り扱い

玉川福祉作業所では、利用者の支援に関する個人情報を「個人情報保護規程」及び「個人情報保護方針」（社会福祉法人大三島育徳会）に則り、次のように適正に管理運用している。

- i.) 原則として、個人情報を利用者本人の支援・健康管理の目的以外には使用せず、また個人情報を外部の第三者には提供しない。但し、法に定める場合を除く。
- ii.) 新規ご利用に当たって、利用者のかかりつけ医と当施設の嘱託医との間で、この使用目的の範囲内で診療情報を共有する場合や、ご利用中の受診等に当たって、この使用目的の範囲内で情報提供をする場合がある。
- iii.) 以下の場合、当該目的を限定し、利用者本人から知り得た支援情報・診療情報を利用する場合がある。
 - i. 支援に関する事例研究のためのデータ
 - ii. 利用者本人の事故防止など安全確保のための研究データ
 - iii. 利用者本人の権利利益の保護の為のデータ提供
- iv.) なお、上記利用の場合でも事前に意思確認を行い、ご意思に反する場合は利用しない。

⑩ 年間行事予定（案）

令和4年度の行事に関しては令和3年度に準じて実施する。

泊を伴う宿泊行事は日帰り旅行に振り替える。施設祭りは外部の招待はせず、内部の楽しみとして行う。

その他の行事、イベントについては新型コロナ感染症の状況に応じて計画していく。

月	行事・販売会	面談・健診他
4月	入所式 1日(金) 利用者事業計画説明 6日(水) 保護者合同説明会 22日(金)	常備薬入れ替え
5月		継続B型個別支援計画面談(希望者)
6月		移行個別支援計画面談 新規利用者個別面談
7月		
8月	保護者連絡会 23日(火)	
9月	施設内玉福まつり 7日(水)	移行個別支援計画面談(中間)
10月		
11月	保護者連絡会 17日(木)	
12月	年末年始休業 12/29日(木)～1/3日(火)	移行個別支援計画面談(中間)
1月	新年会 11日(水)	
2月	O B会 26日(日)	継続B型個別支援計画面談(評価)
3月	仕事納め会 29日(水) 利用者休業日(新年度準備日) 31日(金)	移行個別支援計画面談(評価)

※継続B型個別支援計画面談(中間・評価)は必要に応じて個別に実施します

(5) 相談・苦情受付窓口

① 苦情対応

- i) 苦情受付担当者（サービス管理責任者）が伺い、苦情解決責任者（施設長）が責任を持つて解決に努める。
- ii) 他に世田谷区に「苦情対応機関」が設置されている。
 - * 保健福祉部指導担当課（保健福祉サービス苦情審査会事務局）
(電話) 03-5432-2605

② 虐待防止

- i) 虐待防止受付担当者（サービス管理責任者）が伺い、虐待防止責任者（施設長）が、通報義務に基づき虐待を受けた利用者の支給決定をした市区町村の窓口（保健福祉課）に通報。
- ii) 世田谷区における虐待に関する相談、通報、届け出窓口（平日）
 - 総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03(5432)2865／FAX 03(5432)3049
 - 北沢総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03(3323)1734／FAX 03(3323)9925
 - 玉川総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03(3702)2092／FAX 03(5707)2661
 - 砧総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03(3482)8198／FAX 03(3482)1796
 - 烏山総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03(3326)6115／FAX 03(3326)6154
 - 世田谷区夜間・休日虐待通報ダイヤル（土日、祝日、年末年始、夜間）
電話 03(5432)1033
- iii) 保健福祉部指導担当課（保健福祉サービス苦情審査会事務局）
電話 03(5432)2605

③ 個人情報保護

* 個人情報についてのお問い合わせ先

施設長	橋本 瞳子
サービス管理責任者	石野 正子

④ 第三者委員

施設・法人運営、利用者対応、虐待に関することや個人情報に関することなど利用者に関わるあらゆることがらに関して、職員に言いにくい相談、職員の説明に納得のいかないことがあれば、法人から委託を受けた第三者委員が対応する。

名 前	職 業	連 絡 先
荒木 哲郎	弁護士	赤坂山王総合法律事務所 TEL 03-3591-6078 FAX 03-5250-6033
八本 鈴美	鎌田南睦会役員	TEL 03-5491-0340 (法人代表 TEL) FAX 03-5491-0343 (法人代表 FAX)

3. 就労支援事業部 就労課（かふえ いろどり）

(1) 世田谷区より受託

令和4年3月に行われたプロポーザル「世田谷区立鎌田区民センター内における喫茶室運営事業、および世田谷区障害者等授産体験実習事業運営」に参加し、令和4年4月より委託事業者として選定された。

世田谷区立鎌田区民センターの1階にある喫茶スペースにおいてカフェ事業を行う。区内就労支援機関で、就労訓練を行っている障害者、働きづらい状況にある方(*1)に対し体験実習及び実践訓練の場を提供する。

(*1) 生活困窮者、生きづらさを抱えた若者、引きこもり、高齢者など

(2) 運営方針

- ① 障害のある方が少しでも多く、地域で安心して働きながら暮らしていくよう支援する
- ② 障害のある方が持っている創造力と製品の芸術性を広く知ってもらう
- ③ 障害のある方が生き生きと働いている姿を地域の人々に見てもらう

- ① 障害のある方が少しでも多く、地域で安心して働きながら暮らしていくよう支援する

玉川福祉作業所において、就労支援、自主生産品の製作に取り組んできた。特養博水の郷も「生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業所」として認可されている。一般的就労と福祉的就労の間に位置する中間的就労の場となっている。

生活の場としては、博水の郷の敷地に隣接して知的障害者の住まいとなる「グループホームいろえんぴつ」を運営している。今後も障害のある方が安心して働き、暮らしていく場を展開していくと考えている。

- ② 障害のある方が持っている創造力と製品の芸術性を広く知ってもらう

玉川福祉作業所では、利用者がさまざまな製品を作っている。古くなった布をひも状に割いて、織りこんだマット、色とりどりのビーズを縫い上げたブローチやピンバッジなどがある。どれも世界に一つだけのデザインである。これを多くの方に楽しんで使ってもらうため、展示販売コーナーを設ける。そして、障害のある方の働く意欲を高め、自立につなげる。

- ③ 障害のある方が生き生きと働いている姿を地域の人々に見てもらう

特養博水の郷には、地域交流の場としての喫茶コーナーがあり、職員、ご家族、ボランティアなどの「憩いの場」になっている。また、平成18年から知的障害者の就労訓練を行ってきた。就労に向けた知識やスキルの習得、モチベーションのアップ、社会的なマナーやルールを身に着けることが目的である。ただし、施設の中なので、地域の人々との交流は限られていた。年間10万人を超える人が訪れる鎌田区民センターで、多くの方に障害のある人が「生き生きと働く姿」を見てもらう。これは2番目の方針と同様に障害者の自立と社会参加を促進すると考えている。

理念(案)

「あなたの働きやすさを支援します」

～地域とともに～

(3) 事業計画

鎌田区民センター内喫茶スペースでカフェ事業を運営し、就労を目指す障害者や働きたいが働きづらい状況にある方（*1）の就労に向けた訓練を行う。世田谷区からの職業体験実習生、実践的な就労訓練生が主な対象である。具体的には、社会復帰支援の一環として社会人マナーや責任感の習得、一般就労のための幅広い実務能力の向上を目指す。

また、共生社会の実現に向けて地域のニーズに対応し、地域住民、高齢者、障害者、児童などのコミュニティの拠点となるために様々な活動（*2）を実施する。

（*1）生活困窮者、生きづらさを抱えた若者、引きこもり、高齢者など

（*2）認知症予防サロン・カフェ、運動プログラム、おしゃべりカフェなど

【所在地】 世田谷区鎌田 3-35-1 鎌田区民センター1階

① カフェ運営について

i 運営日：火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日

運営時間：11:00～18:00

※ その他、鎌田区民センターでのイベント等に合わせた営業あり

※ 令和4年6月開業予定

ii 定休日：月曜日、年末年始（12月27日から1月5日）

※ その他、鎌田区民センターの閉館日に合わせた休業あり

iii 集客・売上計画

ア) 障害者

障害当事者が集まりやすいきっかけ作りとして、趣味の教室やクラブを含む当事者の集いを区民センター内の会議室も使用し1月に1回定期開催する。また、就労者のOB会の会場や、障害当事者の集いの場として活用する。

- ・趣味（手芸・絵画等）や運動教室
- ・通所施設利用後の障害者が安心して利用できる場所
- ・就労者が余暇として集える場所

イ) 高齢者

外出の機会が少ない高齢者が集いやすいきっかけ作りとして、博水の郷と連携しサロンや教室を区民センター内の会議室も使用し定期開催する。

- ・認知症予防サロン
- ・運動プログラム
- ・おしゃべりカフェ
- ・認知症介護者（家族）の集い
- ・コンサート開催
- ・予約制相談窓口の設置

ウ) 児童

区民センター内の児童館を利用した児童などが気軽に寄れるようにするために、ソフトクリームなどのテイクアウトメニューを準備する。

② 体験実習及び実践訓練について

体験実習：5日間から1ヶ月を範囲として職業体験を実施

実践訓練：体験実習を終了し1ヶ月から6ヶ月を範囲として実施

※ 実習期間やシフトに関しては調整会議で世田谷区や支援機関と調整する

※ 令和4年7月より受け入れ開始予定

i 体験実習及び実践訓練の対象者

- ・障害（知的・精神・身体）をお持ちの方で（手帳を持たない方も含む）就労支援機関に登録がある方
- ・働きづらい状況（生活困窮者、生きづらさを抱えた若者、引きこもり、高齢者など）にある、ぶらっとホーム世田谷、メルクマールせたがや、せたがや若者サポートステーション等、区内支援機関に登録がある方
- ・その他、世田谷区と協議

ii 体験実習生、実践訓練生の選定

障害者地域生活課が実施する調整会議の決定に準ずる

③ スケジュール

運営受託から実習生受入まで

3月	世田谷区障害者等授産体験実習事業運営委託者として受託
4月	法人内で試食会を行い提供メニュー決定 材料仕入れ先の選定 店舗ユニフォームの決定 店舗内レイアウト決定 地域連携のための営業開始（地域住民、町会、鎌田区民センター運営協議会など） カフェオープンに向けて営業開始 運営事業計画作成（サロンや演奏会などのイベント含む）
5月	店舗スタッフを新規採用 店舗スタッフにカフェ業務の研修を実施（類似業務を行っている施設の見学含む） 接遇マナー研修の実施 スタッフ全員に障害者支援、就労支援の基礎研修を内部で実施 法人関係者によるプレオープン
6月	店舗営業開始
7月	体験実習者受け入れ開始 実践訓練生受け入れ開始

令和4年度以降

令和4年度	知的障害者の受け入れを開始 知的障害者に限り、体験実習生及び実践訓練生の受け入れを行う。
令和5年度	精神障害者、身体障害者の受け入れを開始 ・世田谷区、関係機関及び就労支援ネットワーク（精神発達部会）と連携し、精神障害者の体験実習生及び実践訓練生の受け入れを開始。 ・身体障害者就労支援機関と連携し身体障害者の体験実習生及び実践訓練生の受け入れを開始。
令和6年度	働きづらい状況にある方の受け入れを開始 世田谷区、関係機関と連携し、働きづらい状況にある方の体験実習生及び実践訓練生の受け入れを開始。
令和7年度～8年度	世田谷区との調整会議にて全ての対象者の受け入れを継続 世田谷区と協議し上記の体験実習生及び実践訓練生の受け入れを継続

4. 生活援助事業部

(1) 居住支援課(ホーム いろえんぴつ)

ホーム いろえんぴつ
ホーム長 足立 美幸

① 運営理念

「一人ひとりの未来(あした)に向かって、自立した私らしい生活づくり」を運営理念として、利用者に安定した住まいを提供し、本人主体の生活支援を行っていく。また『世田谷区障害福祉計画』の基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指し、社会福祉の向上に取り組んでいく。

② 令和4年度運営方針

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供できるよう日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みをしていかなければならない。

さらに障害者の高齢化による様々な変化にも対応し障害者の生活が高齢になっても豊かに過ごせるように次のこと取り組んでいく。

i) 利用者の重度化・高齢化への対応

利用者の重度化・高齢化に対応して障害福祉サービスだけではなく介護保険サービスの利用も検討する。そして介護支援専門員との連携強化は、障害・介護双方のサービス利用をスムーズにし、本人の機能低下を防ぎその人らしい生活を支えることに繋がると考える。さらに医療ニーズも増えておりかかりつけ医はじめ近隣の医療機関との関係作りも重視していく。

また利用者だけではなく保護者の高齢化による支援力の低下に備え、相談支援センターと連携して成年後見人制度等への理解を深めてもらうよう働きかける。

ii) 感染症や災害への対応力の強化

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策にさらに注力する。館内の換気、消毒を徹底し、利用者が、感染予防対策を習慣化できるようにその周知を引き続き行う。ショートステイ利用者には、ホームページや個別連絡で情報を迅速に伝え、安心してご利用できるように努める。

また近年の異常気象を踏まえ、地震や水害などの災害対策にも力を入れ、利用者の安全を守るために、法人本部や障害者支援局と連携し、可能な限りの対策をとっていく。

③ 重点目標

ア) 個別状況に合った支援計画書の作成

障害者に質の高い支援や重度化・高齢化を踏まえた生活支援を行うためには、個別状況に合った支援計画作成が求められている。本人の強み（ストレングス）を活かし、保護者や相談支援専門員、日中サービス事業者等、関係者と連携を取りながら支援計画を立て柔軟に作成していく。

イ) 衛生管理

変化する感染状況に合わせ感染防止マニュアルの見直し、館内の消毒、換気や手洗いの徹底を強化していく。また、コロナ禍が生む利用者のストレスが緩和されるように、メンタル面のケアも行う。

ウ) 利用者自治会『すけっちぶっくの会』(毎月1回実施)の活用

感染症に関する勉強会に参加していただき、利用者が感染症対策に意識的に取り組めるようになることを目指していく。

エ) 安全で安心できるサービスを提供しながら稼働率の向上を目指す

【グループホーム】

関係機関や保護者に、こまめな連絡をとり安心して過ごせるように努める。広報誌の発行やお知らせなどで情報発信していく。入居者の入れ替わりにも世田谷区と迅速に調整し対応する。

【ショートステイ(日中ショートステイ)】

本人や保護者の意向を尊重しながら衛生対策をしっかり行い、できる限り受け入れを行う。安心して利用できるように館内の情報をホームページや配布物、感染防止対策に力を入れていることをお知らせする。

オ) 職員研修

職員全員が外部・内部研修に出席し、幅広い知識を習得し資質の向上を図る。オンライン研修の場合は環境を整えスムーズに学ぶ機会を作る。

新人職員の育成は、OJT、OFF-JT、SDSを含めて行う。

カ) 災害対策の強化

防火、防犯、自然災害（地震や台風、水害）などのマニュアルに沿って利用者と職員で月1回訓練を実施する。備蓄品の賞味期限などの補充と管理（1日3食/7日間20人分）を行う。法人全体の災害対策会議に出席し連携する。

④ 事業計画

i) グループホーム・短期入所(ショートステイ)

ア) 職員体制（令和4年2月現在）

	常勤	非常勤	合計
管理者（サービス管理責任者兼任）	/	1名	1名
世話人	1名	/	1名
生活支援員	5名	/	5名
合 計	6名	1名	7名

- ・月1回職員連絡会議を行い、各利用者のケースについて情報を共有し連携する
- ・個別支援会議を年4回行う

イ) 職員研修

専門職として、さらなる職員の資質向上を図り、掲げる理念を実現するために施設内外の研修に積極的に参加する。外部研修へ参加した者は、利用者支援会議で内容を報告し他職員へのフィードバックを行う。

ウ) 定例会議

合同職員会議	月1回	月行事計画・報告、業務協議・報告、職員勤務 等
支援会議	月1回	アセスメント・個別支援計画・ケース・内部各研修
行事担当者会議	随時	企画・予算・実施・評価・決算

エ) 入居者 7名 性別・年齢構成(令和4年2月現在) 平均年齢: 53.3歳

男性 4名	女性 3名
59.7歳	44.6歳

オ) 入居者 障害程度区分(令和4年2月現在)

区分2	1名
区分4	5名
区分5	1名

カ) 日課

起床時間、就寝時間、日中の過ごし方は個別対応である。

キ) 食事

利用者の身体状況に配慮した安全で栄養バランスの良いバラエティに富んだ食事の提供を目指す。利用者の希望メニューを献立に取り入れ、食を楽しみの一つとして充実させる。

ク) 入浴・洗濯

- ・「規則正しく、清潔保持に努める」ことを目的とする。
- ・毎日入浴をする。(16時～就寝前まで)
- ・洗濯は自立して行い、週1回リネンの洗濯を行う。

ケ) 行事

- ・利用者自治会「すけっちぶっくの会」で希望を聞き、また感染状況をみながら実施する。
- ・定期的な行事の他、カラオケやお楽しみ食事会を隨時行う。

コ) 災害・水害・防犯対策

防災マニュアルに基づき訓練を実施し、成城消防署に報告し連携を図る。入居者・ショートステイ利用者の防犯対策には世田谷区からの「防犯情報」を取り入れて対応している。さらに法人本部と定期的に行われている地域の大規模災害訓練に参加する。

サ) 協力医療機関

医療機関名	医療法人社団瀬田診療所
院長名	大橋 美奈子
所在地	東京都世田谷区上野毛4-24-15
電話番号・FAX	03-3700-4369
診療科	内科

ii) 日中ショートステイ

介護者の疾病やその他の理由により、一時的に利用が必要になった利用者に対し、その利用者の身体及び環境等に応じて必要な支援を行う。

利用定員	3名
営業日	月曜日～金曜日(土・日・祝祭日は休業)
サービス提供時間	10時～15時(4時間以上8時間未満)
昼食	11時30分～13時30分

(2) 相談支援課（相談支援センター フォルテ）

指定特定相談支援事業所 相談支援センターフォルテ
相談支援専門員 高野陽子

① 運営理念

「私らしい生活づくりを応援します。主役はあなたです。伝えて下さい。あなたの思いを」を相談支援事業所の運営理念とし、利用者の自分で選ぶ生活づくりを支援します。

② 令和4年度運営方針

知的障害者を対象にした障害福祉サービス事業所併設の相談支援事業所として、知的障害のある方の計画相談を実施する。利用者が安心して地域で暮らし、自分らしい生活づくりができるようサービス等利用計画を作成する。

10歳代から60歳代の幅広い年齢層の利用者の多様なニーズに応えられるよう、必要に応じ多職種と連携していく。

i) 関係機関との連携と利用者家族との協働を促進

- ・本人や家族の加齢により現在の生活の継続が難しくなっている方や、将来に向けて新たな生活の場を検討する場合の選択肢を提供できるよう、区外、都外も含めてサービス提供事業所の情報収集を進める。
- ・家族状況の変化も含めて支援していくよう、引き続きキーパーソン以外の家族とも顔の見える関係作りを進める。
- ・保健福祉課、基幹相談支援センター、地域障害者相談センター（ぽーと）、あんしんすこやかセンター、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム紹介事業者等と連携する。
そのために以下の連絡会に参加する。
 - ・世田谷区指定特定相談支援事業所連絡会
 - ・玉川地域指定特定相談支援事業所連絡会
 - ・玉川地域自立支援協議会
 - ・玉川支援ねっと

ii) 介護保険への移行や障害福祉サービスとの併用について学ぶ

個々の事情により行政の判断が異なる障害福祉サービスと介護保険を併用する場合の適用関係について情報収集、事例を蓄積する。

③ 事業計画

i) 職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	—	1名（専従）
相談支援専門員	1名（専従）	—

ii) 事業内容

ア) 基本相談

障害者及びその介護者などから、社会生活を営む上での相談に応じる。

イ) サービス等利用計画の作成

障害者の家庭等を訪問し、その置かれている環境や将来についての意向、その他の事情をアセスメントし、「サービス等利用計画案」を作成する。

障害福祉サービス受給者証交付後、サービス事業者等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成する。

ウ) 繼続サービス利用支援

計画の実施状況を把握し利用者の継続的な評価を行い（モニタリング）、必要に応じてサービス等利用計画の変更、サービス事業者との連絡調整を行う。

iii) 職員研修計画

個別研修計画に基づき実施する。

内 容	主 催
世田谷区障害者相談支援人材育成研修	基幹相談支援センター
事例検討会	基幹相談支援センター
虐待防止・権利擁護研修	東京都社会福祉協議会 自立支援協議会 虐待防止部会等
相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任者研修	東京都福祉保健局
成年後見制度や年金に関する研修 計画相談支援に関する研修	自立支援協議会 ぼーと 東京都相談支援専門員ネットワーク等

